

令和3年度 国際機関等への拠出金等に対する評価シート

総合評価	評価基準1	評価基準2	評価基準3	評価基準4
A	a	b	b	s

■ 拠出金等の概要

1 拠出金等の名称	
国連薬物・犯罪事務所(UNODC)拠出金	
2 拠出先の名称	
国連薬物・犯罪事務所	
3 拠出先の概要	
1990 年及び 1991 年の国連総会決議によってそれぞれ設立された国連薬物統制計画及び犯罪防止刑事司法計画が統合され、2002 年に設置。加盟国数は 193。本部はウィーン(オーストリア)。 国連麻薬委員会、国連犯罪防止刑事司法委員会及び国連犯罪防止刑事司法会議(通称コングレス、直近は 2021 年3月に京都で開催)並びに麻薬3条約、国際組織犯罪防止条約(UNTOC)及び国際腐敗防止条約(UNCAC)の事務局機能を有し、テロ・国際組織犯罪に対する包括的なマンデートを付与された唯一の国連機関として、政策決定・規範設定・各国への技術協力を行う。	
4 (1)本件拠出の概要	
東南アジア諸国等に対するテロ・国際組織犯罪・麻薬対策の能力構築支援等に拠出することにより、これらの犯罪を防止・撲滅し、国際社会の平和と安定・繁栄の確保に寄与することを目標とする。	
4 (2) 本件拠出の形態	☐ コア拠出 ☒ ノンコア拠出
4 (3) 本件拠出額の規模(予算額、拠出率、拠出順位等)	
令和2年度当初予算額 70,703 千円	
日本(下記法務省拠出分を含む)の拠出率(2020 年):10%(拠出順位3位) ほか米国・EU 等が主なドナー ※法務省からは、同省からの出向者の人件費等を拠出	
令和3年度当初予算額 69,418 千円	
法務省から、同省出向者の人件費等を拠出	
5 担当課室・関係する主な在外公館	
総合外交政策局 国際安全・治安対策協力室、在ウィーン国際機関日本政府代表部	

評価基準1 本件拠出を通じて達成を目指す日本の外交政策目標への貢献度

1-1 (1) 本件拠出を通じて達成を目指す外交政策上の目標(外交戦略、重要政策、重点分野等)
本件拠出金は、外務省政策評価体系上、「基本目標Ⅱ 分野別外交」、「施策Ⅱ-1 国際の平和と安定に対する取組」、「個別分野4 国際テロ対策協力及び国際組織犯罪対策協力の推進」、「測定指標4-3 途上国等に対する能力向上支援の強化」の下に設定された中期目標「テロ、暴力的過激主義及び国際組織犯罪に対処するためのア

ジアを含む途上国の能力を強化する。」を達成するための達成手段の一つと位置づけている。(令和2年度外務省政策評価事前分析表(<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100097982.pdf>) 140～150 ページ参照)

1-1 (2) 上記 1-1 (1) の目標を達成する上での本件抛上の有用性・重要性(その他手段との相互補完性、比較優位性、代替不可能性等を含む。)

世界各地にテロや国際組織犯罪が拡散し、地理的にも日本に近いアジアにおいて日本人が巻き込まれるケースが生じる中、2016 年のG7伊勢志摩サミットにおいて策定したテロ及び暴力的過激主義に対するG7行動計画やその後のサミットでの関連文書及び茂木外務大臣の外交演説にあるとおり、日本は国際的なテロ対策の推進を重要な外交課題として位置付けている。また、テロ組織が組織犯罪による収益をもって主たる活動資金を調達していることから、テロ対策と組織犯罪対策を両輪として進める必要がある中、テロ、組織犯罪、腐敗及び薬物問題等に対し、国際基準・規範の形成から各国に対する技術支援の提供に至るまで、包括的に対処する能力を持つ唯一の国際機関であり、かかる国際的取組において中心的な役割を果たす UNODC との連携・協力は、外交政策を遂行する上で必要不可欠である。

特に、これらの犯罪の根絶には、法執行当局関係者の能力構築や暴力的過激主義対策といった中長期的なソフト面での取組が必要であり、高い専門性を有する UNODC と連携することは、日本の外交政策の遂行にとって効果的かつ効率的である。また、これらの犯罪は国境を跨いで行われており、UNODC を介することで地域全体に資する具体的な支援を実施することが可能となり、これを日本の顔が見える形で実施することにより、当該地域における日本のプレゼンスの強化にも繋がっている。

1-2 抛出先の意思決定プロセスにおける日本の意向を反映できる地位等の維持・確保の状況

・UNODC が事務局を務める2つの委員会(犯罪防止刑事司法委員会(CCPCJ)及び国連麻薬委員会(CND))のいずれにおいても、日本は長年にわたり委員国として意思決定に関与する地位を確保(CCPCJ では 2020 年の選挙で再選(任期は 2021 年～2023 年)。CND では 2019 年の選挙で再選(任期は 2020 年～2023 年)、委員国は CCPCJ 40 か国、CND 53 か国)。

・2021 年は、引原在ウィーン国際機関日本政府代表部大使が第 30 会期 CCPCJ 委員会の第1副議長を務め、決議案交渉や採択をまとめる重責を担っている。なお、UNODC が事務局である国連犯罪防止刑事司法会議(コンGRES)の第 14 回会議は日本がホスト国となり、2021 年3月京都にて開催、上川法務大臣が議長を務めた。

1-3 抛出先との間での要人往来、政策対話等

・双方ハイレベルの協議の枠組みとして、2013 年以来、年1回の頻度(直近の開催は 2020 年9月、オンライン)で「日・UNODC 戦略政策対話」(当方:外務省総合外交政策局長、先方:事務局長)を開催し、重点分野や重点地域を定めた共同行動計画を策定している。同協議を通じて、既存のプログラムをレビューし、連携の方向性を決定するとともに、日本の抛出案件をこれに則った形で実施し、かつ日本の貢献が見えるよう一層のビジビリティを確保するよう要請している。

・2021年3月に京都コンGRESとして開催された第 14 回国連犯罪防止刑事司法会議(152 か国、国際機関等から計 5,600 名が登録し、直接の議場参加またはオンラインで参加した。)は、UNODC が事務局を務める CCPCJ が準備母体となって5年に一度開催する犯罪防止・刑事司法分野での国連最大の会議であり、UNODC との緊密な協力なくしてホスト国としての成功は達成し得なかった。特に、その成果物となる政治宣言(京都宣言)に関しては、UNODC が 2019 年から各地域での準備会合等を事務局として主催し議題等を取りまとめ、また同宣言(将来に向けた犯罪防止・刑事司法分野の今後5年間の国際的な指針を示すもの)の交渉過程においても交渉の議長である日本が議論をリードする上で UNODC は不可欠なパートナーであった。同会議は、コロナ禍において日本がホストした初の大規模国際会議であり、UNODC の全面的な協力の下、万全の感染症対策を講じた上で、対面とオンラインを組み合わせたハイブリッド形式の会議を成功裏に開催できた好事例となった。

・京都 kongress に出席するため訪日したワリー UNODC 事務局長は菅総理大臣を表敬。会談の中で両者は、日 UNODC の連携を強化することで一致した。
1-4 日本政府以外の日本関係者(日系企業(調達先企業を含む)、日本の NGO・NPO、地方自治体、大学、個人資格の委員等)による拠出先への関与及び同関係者にとっての本件拠出の有用性・重要性
・2019 年5月に日本企業の国連調達への参加促進に向けた取組として行われた国連ビジネス・セミナーに UNODC 担当者も訪日して参加し、テロ対策機材を製造している日本企業との面談を行った。その成果として、日本による UNODC への拠出で実施するスリランカ及びブルネイ(2021 年 ASEAN 議長国)による顔認証システム導入プロジェクトでは、日本企業(NEC)が落札しており、それぞれの空港に日本製の機材が設置されることとなった。 ・2021 年3月に開催された京都 kongress では、日本弁護士連合会、九州大学等がサイドイベントを実施した。
1-5 1-1(1)外交政策目標に向けた本件拠出の貢献度に係る総括
本件拠出は、アジアを中心とした途上国の刑事司法能力向上等に資するプロジェクトの実施に使用されており、上述の外交政策目標の達成に向けた取組を直接的かつ効果的に後押ししている。また、本件拠出は、UNODC が事務局機能を有する UNTOC 及び関連議定書、並びに UNCAC の各締約国における履行状況と必要な対策等を確認するレビューメカニズムの円滑な実施を確保するためのものであり、これにより、国際的な組織犯罪及び腐敗の防止に向けた各国の法整備の充実化や国際協力等が促進され、ひいては日本(在留邦人及び日系企業を含む)の安全確保につながるものである。さらに、本件拠出により、日本の周辺地域における薬物対策が推進されることで、違法薬物から日本国民の健康を守るとともに、テロ集団等の資金源が遮断されることが期待される。 2-2のとおり、2020 年以降は、新型コロナウイルスの感染拡大を受け、予定していたプロジェクトの一部において執行率は低下しているが、的確な状況判断と迅速な対応により、中・長期的なアプローチが必要な途上国の能力構築を中断することなく実施できており、評価期間中一貫して、本件外交政策目標実現に向けて大きく貢献した。また、コロナ禍がテロ・国際組織犯罪に与える影響を調査・分析し、同結果を視野に入れたプロジェクトを遂行することで、ポスト・コロナにおけるテロ・国際組織犯罪対策を進めようとしている点は高く評価できる。 また、本件拠出金とは直接関連はないものの、UNODC は、2021 年3月に開催した京都 kongress の事務局として、政治宣言のとりまとめや、コロナ禍におけるハイブリッド形式の会議開催に向け、ホスト国である日本を全面的にバックアップし、会議の成功に大きく貢献した。 なお、日本人職員増強については、4つある局長ポストのうち、UNODC のフィールドでの活動を担う現地事務所を統括し、拠出金事業の大半を担う重要ポストである事業局長を 2018 年以降日本人職員が務めているほか、幹部職員以外についても、評価対象期間をとおして増加を続けている。 以上を総合的に勘案すれば、本件拠出は、評価対象期間中において、1-2で述べたほかの達成手段を効果的に相互補完しつつ、本件外交目標に向けて大きく貢献したと総括できる。

評価基準2 国際機関等拠出先の活動の成果

2-1 (1) 【コア拠出分のみ】拠出先の戦略目標
2-1 (2) 【コア拠出分のみ】上記 2-1 の戦略目標達成のための拠出先の取組及びその成果
2-2 【ノンコア拠出分のみ】ノンコア拠出による実施事業の目標、取組及びその成果

テロ組織や国際組織犯罪集団による犯罪手口が多種多様化していることを踏まえ、日本からの拠出金は、法執行当局に対する最新の犯罪情報のインプットや取締能力及び捜査能力の向上のための研修事業等に充てており、その結果、違法取引の摘発や犯罪の未然防止が強化され、対象国・地域の安全の確保に寄与している。特に日本は、SDG(持続可能な開発目標)16を中心とした目標達成に向けて中心的役割を担うのは刑事司法実務家(警察、検察、矯正等)であるとの認識の下、京都 kongress のホスト国として国際社会でのプレゼンスを発揮するため、実務家の能力構築の重要性を繰り返し強調してきた。そのため、日本の拠出金は、アジア諸国を中心に刑事司法実務家の能力構築の支援に活用されており、この分野で日本がリーダーシップを発揮するのに貢献している。また、薬物対策については麻薬の違法栽培や合成薬物に関するモニタリング等、長期にわたって継続的に実施する必要のあるプロジェクトの支援を、米国等と共同で実施している。具体的な支援事業は以下のとおり。

【平成 30 年度拠出】

1. 東南アジアにおける刑事司法能力強化
2. サイバー犯罪対策
3. 腐敗対策(UNCAC レビューメカニズム)
4. 腐敗対策(公益通報者)
5. Global SMART プロジェクト(合成薬物対策)
6. ケシ違法栽培面積調査プロジェクト

【令和元年度拠出】

1. 東南アジアにおける刑事司法能力強化
2. サイバー犯罪対策
3. 腐敗対策
4. 国際組織犯罪対策
5. Global SMART プロジェクト(合成薬物対策)
6. ケシ違法栽培面積調査プロジェクト

上記は主に東南アジアにおける能力構築に資するものとなっているが、特に平成 30 年度及び令和元年度の3及び令和元年度の4については UNCAC 及び UNTOC のレビューメカニズムを支援するものであり、これら条約の実効性を担保するためにも重要なものである。4について具体的には、UNTOC レビューメカニズムの実施に当たり必要となる各種データベース等で構成される SHERLOC (Shearing Electronic Resources and Laws on Crime) ポータルが公開・運営されている(<https://sherloc.unodc.org/cld/v3/sherloc/>)。

また、5については、平成 30 年度拠出金による 2019 年の調査結果が 2020 年2月に、2020 年の調査結果が 2021 年2月に公表されており、コロナ禍の影響も踏まえたミャンマーにおけるケシの違法栽培の状況を明らかにし、同国における代替開発だけではなく、東南アジアにおける違法薬物対策に資するものとなっている。

(2019 年報告書) <https://www.unodc.org/southeastasiaandpacific/en/myanmar/2020/02/myanmar-opium-survey-report-launch/story.html>

(2020 年報告書) <https://www.unodc.org/southeastasiaandpacific/en/2021/02/myanmar-opium-survey-report-launch/story.html>

加えて、6に関しては、合成薬物に関するニュースレターや各種報告書を随時公表しており、このうち 2020 年5月に公表された報告書は、コロナ禍の影響下における東南アジアにおける薬物情勢を収集・分析した有用な資料となっており、日本を含めたアジア地域の薬物対策に資するものとなっている。

(Global SMART 各種報告書) <https://www.unodc.org/unodc/en/scientists/publications-smart.html>

なお、令和元年度には、2020 年4月に開催が予定されていた京都コンGRESの開催関係経費(約 258 万米ドル)が別途計上されていた。京都コンGRESについてはコロナ禍の影響により 2021 年3月の開催となり、コロナ禍において日本がホストした初の大規模国際会議であったが、感染症対策も含め UNODC の全面的な協力の下、対面とオンラインを組み合わせたハイブリッド形式の会議を成功させることができた。

【令和2年度提出】

1. 東南アジアにおける刑事司法能力強化
2. サイバー犯罪対策
3. 腐敗対策
4. 国際組織犯罪対策
5. 再犯防止に関する国連モデル戦略(京都モデル戦略)
6. Global SMART プロジェクト(合成薬物対策)
7. ケシ違法栽培面積調査プロジェクト
8. 麻薬委員会支援

いずれも、2021-2023 年中(プロジェクト毎に異なる)の完了を目指して現在事業実施中。

2-3 評価基準2関連の日本側の取組(その結果としての提出先の対応を含む)

事後報告書の提出を円滑にするため、1-3の「日・UNODC 戦略政策対話」の機会に、UNODC 事務局長に対し申し入れるとともに、共同行動計画における報告書提出に提出期限を明記している。

評価基準3 国際機関等提出先の組織・行財政マネジメント

3-1 本件提出金に係る決算報告書等の概要	
3-1 (1) 会計年度	1月から12月
3-1 (2) 直近2年度分の決算報告書の受領(先方公表)年月	・ 2019 年7月(2018 年度分) ・ 2020 年7月(2019 年度分)
3-1 (3) 報告書未受領の場合、その理由	
(参考)次回報告書の受領予定時期等	2021 年7月頃(2020 年度分)
3-1 (4) 決算報告書(及び外部監査報告書)等の要点	
提出先においては、日本の提出金入金後から個別イママーク・プロジェクトを開始。事業実施期間はプロジェクトによって異なるが、プロジェクト完了後6か月以内に報告書が提出されることとなっている。 平成 30 年度提出金につき、令和2年9月末時点での執行状況を確認したところ、全6件中2件(「東南アジアにおける刑事司法能力強化」及び「ケシ違法栽培面積調査プロジェクト」)は完了済み、ほか4件は実施中であり、執行率は約 60.2 万ドル(77%)であった。また、令和元年度提出金につき、令和2年9月末時点での執行状況を確認したところ、全6件いずれも実施中であり、執行率は約 31.6 万ドル(49%)であった。 コロナ禍の影響によりプロジェクトの実施に遅れがみられているものの、UNODC によれば、腐敗対策(UNCAC レビューメカニズム)を除き、2021 年 12 月末までに当初の計画を達成する見込みである由。腐敗対策(UNCAC レビューメカニズム)に関しては、2024 年までのフレームで計画されている UNCAC レビューメカニズムの進行に合わせ、適宜執行されていく予定。 令和2年度提出金によるプロジェクトについては、当初予算分は 2020 年夏頃に事業を開始済みであり、2021-2023 年中(プロジェクト毎に異なる)に終了予定。報告書の提出はそれぞれのプロジェクト終了後6か月後となる見込み。	

3-2 本件拠出事業を巡る組織・行財政マネジメント(ガバナンス、コンプライアンス、リスク管理等を含む。)(コア拠出の場合、拠出先機関全体にかかるマネジメント。コア拠出でない場合、拠出事業にかかるマネジメント。)
3-2 (1) 組織・行財政マネジメントの更なる改善や課題克服に向けた主要な取組の状況(改革ビジョン・戦略・実施計画等の策定状況、改革計画等の実施状況と成果等)
2020 年2月に就任したワーリー事務局長の下、UNODC の今後5年間の活動の指針となる戦略ビジョンの策定作業が行われ、2020 年 12 月に発表された。同ビジョンでは、組織・行財政マネジメントに関し、業務合理化の観点から、フィールド・オフィスの機能強化、成果重視型マネジメント等を進めることとしている。また、パートナーシップの強化を掲げており、これまでの政府機関との関係にとどまらず、アカデミア、NGO をはじめとした民間部門・市民社会との協力を進めることとしている。同時に、収入源の多様化を進め、マルチパートナー信託基金等を通じたプロジェクト拡大を目指している。 人事面では、各国から職員構成につきジェンダーバランスの向上を強く求められており、UNODC は、職員の応募、採用、定着、昇進等の各過程で女性比率を高めるための取組を推進した結果、2020 年 12 月における男女比の割合は、組織全体では 51 対 49。2020 年の常勤の専門職以上の採用(75 件)では、56%で女性が採用されている。
3-2 (2) 組織・行財政マネジメントに関連するいわゆる不適切事案(国際報道等組織内外から提起された疑義等を含む)の概要・対応ぶり。
監査報告によれば、財務上の重大な誤り等はなかったとされているが、旅費・物品発注において、UMOJA(国連の統合業務システム)での会計上の操作が適切な権限を与えられていない職員によって実行されている例が見受けられたため、適切に権限設定等を行うことなどが指摘されている。
3-2 (3) 上記 3-2 (1)及び 3-2 (2)の課題克服等に向けた日本側の働きかけや取組
財政面では、CCPCJ 及び CND において、拠出国に対して2年ごとに予算計画の審議が行われるとともに、毎年財政状況が報告されている(直近は 2020 年 12 月実施)。このほか、UNODC の行財政問題についてより実務的に議論を行う場としてワーキンググループ(FINGOV)が設置されており、2020 年にはコロナ禍の影響に関する議論や UNODC の新戦略に関する議論を含め、13 回開催された。このワーキンググループにおいても財政状況について報告がなされ、関係国から説明や改善を求めることが可能である。具体的には、日本を含めた関係国からプロジェクトの実施に要する間接経費の算定基準や本部(マネジメント)と地域事務所(プロジェクト実施)との間のリソース配分等について、実態の説明や改善を重ねて求めてきた結果、UNODC による情報開示や改善の努力が図られている。

評価基準4 日本人職員・ポストの状況等

4-1 日本人職員・ポストの状況（専門職以上の職員を対象。原則各年 12 月末時点。）						
(1) 日本人職員数の増減						
過去3年の日本人職員数				☐ 拠出金の使途範囲内（拠出先の部局等） ☒ 拠出先全体		(参考) 全職員数
2016	2017	2018	平均値	2019	日本人職員の増減	2019
4	7	11	7.33	14	6.67	436
2017	2018	2019	平均値	2020	日本人職員の増減	2020
7	11	14	10.67	16	5.33	479
備考						
(2) 日本人幹部職員数の増減						
過去3年の日本人幹部職員数						

2016	2017	2018	平均値	2019	幹部職員数の増減
0	0	1	0.33	1	0.67
2017	2018	2019	平均値	2020	幹部職員数の増減
0	1	1	0.67	1	0.33
備考	日本人幹部職員のポスト(事業局長)は、ドナーの拠出金による事業を統括する部署のトップである。				
(3) 上記 4-1(1)及び 4-1(2)の定量測定に加え、相応の考慮に値すると考え得る定性的な状況(ASG 相当以上の重要ポスト獲得状況、日本人職員の採用・昇進に向けた拠出先及び日本側の取組状況等)					
4-2 本件拠出金を基準4の評価対象としない場合(「N/A」とする場合)、評価対象としない(「N/A」とする)合理的理由					